個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」等に対する意見について

今般、標記規則案等(2023年9月14日公表)に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」等に対する意見について

項番	該当箇所	意見	理由
1	個人情報の保護に関する法律につ	・また書きの後段に記載する「当該第三者」の具体例につ	・また書きで最初に登場する「当該第三者」は「当該第三
	いてのガイドライン(通則編)の一	いて教えていただきたい。	者 (委託先)」とあるとおり、委託先を指しているが、
	部を改正する告示 (案) 8 頁		その後段の「当該第三者」は委託先でないものを指して
	3-5-3-1 報告対象となる事態		いると考えられる。しかしながら、文脈上、「当該第三
	(3)2段落目「不正の目的をもって		者」が提供元である個人情報取扱事業者の個人データ
	行われたおそれがある当該個人情		(該当個人情報を含む。)を取り扱うのであれば、委託
	報取扱事業者に対する行為」(以下		先を指していると解するほかないと考えられる。反対
	「不正行為」という。) 以下		に「当該第三者」が個人データを取り扱わないのであれ
			ば、そのような第三者に対して発生した不正行為に対
			して、個人情報取扱事業者が報告義務を負うケースが
			明確でないと考えるため。